

【諮問（個人）第146号】

24川情個第21号

平成24年9月21日

川崎市教育委員会委員長 峪 正人 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 鈴 木 庸 夫

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成22年10月21日付け22川教指第1950号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に係る拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成22年7月28日に「請求者本人の保有個人情報には存在しない」としてなされた拒否処分を取消し、特定された本件文書中の「〇〇区対応一覧」を開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

- (1) 異議申立人は〇〇〇〇の法定代理人として、平成22年7月11日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、平成21年11月に高津区役所及び小学校で区教育担当がそれぞれ担当教諭及び民生委員に聴き取りをした根拠となる施設の使用許可や記録、区教育担当の外出記録など全て、という内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成22年7月28日付けで、本件請求内容に該当する文書には、請求者本人の保有個人情報は存在しないことを理由に開示請求拒否処分（以下「本件拒否処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成22年9月27日付けで、保有個人情報が含まれている書類は存在するはずであり、また、平成22年2月12日に開示された書類やこれまで開示された「〇〇区対応一覧」等についても保有個人情報に該当するものであるとして、対象を限定的に捉えている本件拒否処分に対し異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第146号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成22年12月31日付け意見書及び24年5月25日に実施した口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は次のとおりである。

- (1) 教育委員会は、外出の記録が出張命令書及び出張復命書だけであるとし、個人情報に該当する情報がないとしているが、出張命令書及び出張復命書の他に外出の記録があるのではないかと、また、出張命令書及び出張復命書には出張の目的である具体的な理由及び用件を記録し、そこに個人情報が記録されていないのか疑義がある。
- (2) 高津区役所における聴き取りは、高津区役所の職員でないものが使用しているため使用許可が当然に存在し、また、小学校における聴き取りは土曜日午後に行われており、小学校が通常の活動をしている状態ではないため手続が必要であり、その公文書が存在するものとする。
- (3) 平成22年2月12日に開示された「小学校担当教諭聴き取り記録」、「民

生委員聴き取り記録」や「〇〇区対応一覧」についても本件請求の対象となり開示すべきものとする。

4 実施機関の主張要旨

平成22年11月29日付け処分理由説明書及び24年3月5日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は次のとおりである。

- (1) 外出の記録である出張命令書及び出張復命書には受命者以外の第三者の情報が記録されることはない。
- (2) 平成22年2月12日に開示された「小学校担当教諭聴き取り記録」「民生委員聴き取り記録」や「〇〇区対応一覧」については、異議申立人がこれら文書に基づいて本件請求を行っているため、これら文書が請求内容に含まれないと判断した。
- (3) 上記(1)及び(2)以外の使用許可や利用記録については、高津区役所では口頭で使用申込とその許可をしており、また、小学校においては特段の手続を経ずに使用できることとしているため、本件請求に該当する文書は作成していない。

5 審査会の判断

- (1) 本件請求は、平成22年2月12日に開示された「小学校担当教諭聴き取り記録」に、平成21年11月5日(木)18時から18時50分に高津区役所3階研修室において、区教育担当の主幹及び指導主事が聴き取りをした旨の記事があったこと及び同日に開示された「民生委員聴き取り記録」に、平成21年11月21日(土)15時半から16時に小学校保健室において、区教育担当の指導主事が聴き取りをした旨の記事があったことから、当日、当該場所で聴き取りが行われた根拠となる全ての当該保有文書の開示を求めたものである。
- (2) 実施機関は、本件請求につき該当文書を区教育担当職員の「出張命令書」及び「出張復命書」(以下「本件関係文書」という。)と特定し、本件関係文書には異議申立人にかかる保有個人情報が含まれていないとして保有個人情報の不存在を理由に本件拒否処分を行ったものである。なお、実施機関は、本件拒否処分に際して、本件関係文書につき川崎市情報公開条例に基づき開示請求ができる旨、口頭で案内をしている。
- (3) これに対し、異議申立人は、対象文書が本件関係文書のほか、他の文書等で本件請求にかかる保有個人情報が存在するはずであるとし、例示とし

て、出張命令書においても具体的理由、用件等が記録されているはずであり、その他全ての文書が開示されていないとの疑義を表明している。

- (4) そこで判断するに、まず、保有個人情報不存在を理由に拒否処分の検討を行う場合には、①「物理的不存在」の場合、②文書が存在するのに不開示決定がなされた場合、③個人情報保護に関する法令・条例の対象外である場合（法的不存在）を区別することが必要というべきである。そして、この基準により、①の場合は事実の存否が、②については探索が十分であるか否か、③の場合は対象公文書か否かが問題となるというべきである。したがって、本件拒否処分についても、この3種類のうちの類型に該当するかを判断することが審査会の判断にとっても必要であると考えられる。この点、実施機関の理由説明は、①の「物理的不存在」を主張しているように思われるし、他方、異議申立人の主張は②の探索の不十分さを主張しているようにも考えられる。
- (5) そこで以上の観点にたって判断すると、まず本件で検討すべき文書には、前掲の本件関係文書の他、異議申立人の異議申立て主張中の「〇〇区対応一覧」も含まれるものと解すべきである。この点について、実施機関は、請求段階ではなく、異議申立て段階で主張された請求であり、新たな開示請求と判断したとしている。しかし、異議申立人の主張は「物理的不存在」に関するものではないから、開示請求に続く異議申立てにおいても、探索不十分という主張や文書の特定についての主張も可能というべきであり、この点についての実施機関の主張は失当であり採用できない。
- (6) 次に以上の文書について、個別的に判断をしていくこととする。まず本件関係文書のうち「出張命令書」については、たしかに市民の立場からみると出張の理由や用件等が記載されていると思料することもやむを得ないが、審査会が見分したところ、出張命令については、電子システム化され、その帳票を見ても関係職員の氏名や時間、経路、旅費、場所等の情報しかなく、用件も単に学校対応との記載のみで、保有個人情報が記載されている情報を見いだすことが出来なかった。また「出張復命書」についても同様であり、保有個人情報を見いだすことはできなかった。したがって、こうした職員の出張に関する文書の記載方法についてはともかく、本件関係文書中に保有個人情報は存在しないとされた実施機関の判断は妥当というべきである。またその他に保有個人情報が記載されているとする合理的理由も存在せず、この判断を左右する事情も存在しない。
- (7) また異議申立人主張の高津区役所3階研修室の使用許可については、審査会が調査したところ使用許可書や利用記録は存在していない。したがっ

て、こうした区役所等の利用の仕方の是非についてはともかく、保有個人情報が存在しないことに疑いはなく、この判断を左右する合理的な事情も存在しない。

- (8) さらに平成22年2月12日に開示された「〇〇区対応一覧」を見分すると、当該文書の中には「3年生男子児童」及び「4年生男子児童」に関する記載が表中に羅列されており、個人を顕名するような情報は記載されておらず、保有個人情報が存在しないとも見えるが、他方、本件請求の経緯、本件に係るその他の事情に照らして判断すると、当該個人に関する保有個人情報が記載されていると判断することが適切である。したがって、上記「〇〇区対応一覧」は開示されるべき文書であり、これを対象外として不存在と判断した実施機関の本件拒否処分は妥当ではなく、取り消されるべきものである。またその他の主張もこの判断を左右するものとはいえない。なお、当該「〇〇区対応一覧」はすでに異議申立人に開示されているが、このことは本件審査会の判断を左右するものではない。

以上の次第で、審査会の結論のとおり、判断した。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子

委員 鈴 木 庸 夫

委員 人 見 剛

委員 葭 葉 裕 子